

【表紙】

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書の訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の2第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成19年10月12日 |
| 【事業年度】 | 第3期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日） |
| 【会社名】 | 野村不動産ホールディングス株式会社 |
| 【英訳名】 | Nomura Real Estate Holdings, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 鈴木 弘久 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 |
| 【電話番号】 | (03) - 3348 - 8878 |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務部長 木村 博行 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 |
| 【電話番号】 | (03) - 3348 - 9463 |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務部長 木村 博行 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第3期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1)～(8) 略

(9) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を市場取引等により取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に応じた資本政策を機動的に行えることを目的とするものであります。

(10) 略

（訂正後）

(1)～(8) 略

(9) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

① 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を市場取引等により取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に応じた資本政策を機動的に行えることを目的とするものであります。

② 中間配当

当社は、株主への機動的な利益配分を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

③ 取締役および監査役の責任免除

当社は、取締役および監査役が職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

(10) 略

以上